

令和 4 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 56 号議案(追加)

令和 4 年 9 月 16 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 56 号 議 案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	1

第 56 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 16 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(多機能端末機において証明書等の交付を行う場合の手数料の特例)

- 3 令和 4 年 10 月 13 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であつて、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)において戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 120 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付、租税その他公課に関する証明のうち個人の市民税及び府民税の課税に関する事項又は所得に関する事項の証明をした書面の交付、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 12 条第 1 項の規定に基づく住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付、同法第 20 条第 1 項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付並びに舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)第 14 条第 2 項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を行う場合の手数料に係る別表の適用については、同表第 1 号中「450 円」とあるのは「350 円」と、同表第 21 号、第 23 号、第 24 号及び第 27 号中「300 円」とあるのは「200 円」とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。

提案理由

個人番号カードの更なる普及を図るため、令和 5 年度末までの間に限り、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機において証明書等の交付を行う場合の手数料を減額したいので提案する。